



越前市告示第18号

令和4年3月越前市議会定例会を次のとおり招集する。

令和4年2月10日

越前市長 山田 賢



- 1 日 時 令和4年2月18日 午前10時
- 2 場 所 越前市議会議場

議案第 16 号

越前市職員の配偶者同行休業に関する条例の制定について
越前市職員の配偶者同行休業に関する条例を次のとおり制定する。

令和 4 年 2 月 18 日提出

越前市長 山 田 賢 一

越前市職員の配偶者同行休業に関する条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方公務員法（昭和 25 年法律第 26 号。以下「法」という。）第 26 条の 6 第 1 項から第 3 項まで、第 6 項から第 8 項まで及び第 11 項の規定に基づき、職員の配偶者同行休業（同条第 1 項に規定する配偶者同行休業をいう。以下同じ。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(配偶者同行休業の承認)

第 2 条 任命権者は、職員が申請した場合において、公務の運営に支障がないと認めるときは、当該申請をした職員の勤務成績その他の事情を考慮した上で、当該職員が、配偶者同行休業をすることを承認することができる。

(配偶者同行休業の期間)

第 3 条 法第 26 条の 6 第 1 項の条例で定める期間は、3 年とする。

(配偶者同行休業の対象となる配偶者が外国に滞在する事由)

第 4 条 法第 26 条の 6 第 1 項の条例で定める事由は、次に掲げる事由（6 月以上にわたり継続することが見込まれるものに限る。第 8 条第 1 号において「配偶者外国滞在事由」という。）とする。

(1) 外国での勤務

(2) 事業を営営することその他の個人が業として行う活動であって外国において行うもの

(3) 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）による大学に相当する外国の大学

(これに準ずる教育施設を含む。) であって外国に所在するものにおける修学(前2号に該当するものを除く。)

(配偶者同行休業の申請)

第5条 配偶者同行休業の申請は、配偶者同行休業をしようとする期間の初日及び末日並びに当該職員の配偶者が当該期間中に外国に住所又は居所を定めて滞在する事由を明らかにしてしなければならない。

2 任命権者は、配偶者同行休業の申請をした職員に対して、当該申請について確認するため必要があると認める書類の提出を求めることができる。

(配偶者同行休業の期間の延長)

第6条 配偶者同行休業をしている職員は、当該配偶者同行休業を開始した日から引き続き配偶者同行休業をしようとする期間が3年を超えない範囲内において、延長をしようとする期間の末日を明らかにして、任命権者に対し、配偶者同行休業の期間の延長を申請することができる。

2 第2条の規定は、配偶者同行休業の期間の延長の承認について準用する。

(配偶者同行休業の期間の再度の延長ができる特別の事情)

第7条 法第26条の6第3項の条例で定める特別の事情は、配偶者同行休業の期間の延長後の期間が満了する日における当該配偶者同行休業に係る配偶者(同条第1項に規定する配偶者をいう。次条第1号及び第9条第1項第1号から第3号までにおいて同じ。)の第4条第1号の外国での勤務が同日後も引き続くこととなり、及びその引き続くことが当該延長の請求時には確定していなかったことその他任命権者がこれに準ずると認める事情とする。

(配偶者同行休業の承認の取消事由)

第8条 法第26条の6第6項の条例で定める事由は、次に掲げる事由とする。

(1) 配偶者が外国に滞在しないこととなり、又は配偶者が外国に滞在する事由が配偶者外国滞在事由に該当しないこととなったこと。

(2) 任命権者が、配偶者同行休業をしている職員について、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第2条第1項の規定による育児休業を承認することとなったこと。

(3) 前2号に掲げるもののほか、規則で定める事由に該当することとなったこ

と。

(届出)

第9条 配偶者同行休業をしている職員は、次に掲げる場合には、遅滞なく、その旨を任命権者に届け出なければならない。

- (1) 配偶者が死亡した場合
- (2) 配偶者が職員の配偶者でなくなった場合
- (3) 配偶者と生活を共にしなくなった場合
- (4) 前条第1号又は第3号に掲げる事由に該当することとなった場合

2 第5条第2項の規定は、前項の届出について準用する。

(配偶者同行休業に伴う任期付採用及び臨時的任用)

第10条 任命権者は、第2条又は第6条の規定による申請があった場合において、当該申請に係る期間(以下この項及び第3項において「申請期間」という。)について職員の配置換えその他の方法によって当該申請をした職員の業務を処理することが困難であると認めるときは、当該業務を処理するため、次の各号に掲げる任用のいずれかを行うことができる。この場合において、第2号に掲げる任用は、申請期間について1年を超えて行うことができない。

- (1) 申請期間を任用の期間(以下この条において「任期」という。)の限度として行う任期を定めた採用
- (2) 申請期間を任期の限度として行う臨時的任用

2 任命権者は、前項の規定により任期を定めて職員を採用する場合には、当該職員にその任期を明示しなければならない。

3 任命権者は、第1項の規定により任期を定めて採用された職員の任期が申請期間に満たない場合にあっては、当該申請期間の範囲内において、その任期を更新することができる。

4 任命権者は、第1項の規定により任期を定めて採用された職員の任期を更新する場合には、あらかじめ職員の同意を得なければならない。

5 第2項の規定は、前項の規定により任期を更新する場合について準用する。

(職務復帰後における号給の調整)

第11条 任命権者は、配偶者同行休業をした職員が職務に復帰した場合におい

て、他の職員との均衡上必要があると認められるときは、当該配偶者同行休業の期間を100分の50以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日及びその日後における最初の職員の昇給を行う日として規則で定める日又はそのいずれかの日に、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。

- 2 任命権者は、配偶者同行休業をした職員が職務に復帰した場合における号給の調整について、前項の規定による場合には他の職員との均衡を著しく失すると認められるときは、同項の規定にかかわらず、その者の号給を調整することができる。

(退職手当の取扱い)

第12条 越前市職員の退職手当に関する条例(平成17年越前市条例第54号。以下「退職手当条例」という。)第10条の4第1項及び第11条第4項の規定の適用については、配偶者同行休業をした期間は、同条例第10条の4第1項に規定する現実に職務に従事することを要しない期間に該当するものとする。

- 2 配偶者同行休業をした期間についての退職手当条例第11条第4項の規定の適用については、同項中「その月数の2分の1に相当する月数(地方公務員法第55条の2第1項ただし書に規定する事由又はこれに準ずる事由により現実に職務に従事することを要しなかった期間については、その月数)」とあるのは、「その月数」とする。

(委任)

第13条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(越前市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正について)

- 2 越前市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成18年越前市条例第2号)の一部を次のように改正する。

第3条中第10号を第11号とし、第5号から第9号までを1号ずつ繰り下

げ、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 職員の休業に関する状況

議案第 17 号

職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 4 年 2 月 18 日提出

越前市長 山 田 賢 一

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

職員の育児休業等に関する条例（平成 17 年越前市条例第 39 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 号中「育児休業法第 6 条第 1 項」の次に「又は越前市職員の配偶者同行休業に関する条例（令和 年越前市条例第 号）第 10 条第 1 項」を加え、同条第 3 号ア中(ア)を削り、(イ)を(ア)とし、(ウ)を(イ)とする。

第 10 条第 1 号中「育児休業法第 6 条第 1 項」の次に「又は越前市職員の配偶者同行休業に関する条例第 10 条第 1 項」を加える。

第 19 条第 2 号中「次のいずれにも該当する」を「勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める」に改め、同号ア及びイを削る。

第 22 条の次に次の 3 条を加える。

（妊娠又は出産等についての申出があった場合における措置等）

第 23 条 任命権者は、職員が当該任命権者に対し、当該職員又はその配偶者が妊娠し、又は出産したことその他これに準ずる事実を申し出たときは、当該職員に対して、育児休業に関する制度その他の事項を知らせるとともに、育児休業の承認の請求に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員が前項の規定による申出をしたことを理由として、当該職員が不利益な取扱いを受けることがないようにしなければならない。

（勤務環境の整備に関する措置）

第24条 任命権者は、育児休業の承認の請求が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 職員に対する育児休業に係る研修の実施
- (2) 育児休業に関する相談体制の整備
- (3) その他育児休業に係る勤務環境の整備に関する措置
(委任)

第25条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

議案第 18 号

越前市国民健康保険税条例の一部改正について

越前市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 4 年 2 月 18 日提出

越前市長 山 田 賢 一

越前市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

越前市国民健康保険税条例（平成 18 年越前市条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条中「100 分の 13」を「100 分の 6.5」に改める。

第 6 条第 2 号及び第 3 号中「第 26 条」を「第 26 条第 1 項」に改める。

第 18 条第 1 項中「同条」を「その減額後」に改める。

第 26 条中「法第 703 条の 5」を「法第 703 条の 5 第 1 項」に改め、同条に次の 1 項を加える。

2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に 6 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額（前項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

(1) 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児 1 人について次に定める額

ア 前項第 1 号アに規定する金額を減額した世帯 4,005 円

イ 前項第 2 号アに規定する金額を減額した世帯 6,675 円

ウ 前項第 3 号アに規定する金額を減額した世帯 10,680 円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 13,350円

(2) 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

ア 前項第1号ウに規定する金額を減額した世帯 1,500円

イ 前項第2号ウに規定する金額を減額した世帯 2,500円

ウ 前項第3号ウに規定する金額を減額した世帯 4,000円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 5,000円

第26条の2中「前条の」を「前条第1項の」に、「前条第1号」を「前条第1項第1号」に、「総所得金額」を「総所得金額及び」に改め、「次号及び第3号において同じ。）」の次に「及び」を加える。

第30条第1項中「第26条第1号」を「第26条第1項第1号」に改める。

附則第4項中「第26条」を「第26条第1項」に、「法第703条の5」を「法第703条の5第1項」に改める。

附則第5項、第6項及び第8項から第15項までの規定中「第26条」を「第26条第1項」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の越前市国民健康保険税条例の規定は、令和4年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和3年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案第 19 号

越前市公民館使用条例の一部改正について

越前市公民館使用条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 4 年 2 月 18 日提出

越前市長 山 田 賢 一

越前市公民館使用条例の一部を改正する条例

越前市公民館使用条例（平成 17 年越前市条例第 203 号）の一部を次のように改正する。

別表第 15 項第 1 号の表中

「

図書室	100円
-----	------

」を

「

研修室	100円
-----	------

」に、

「

音楽室	100円
相談室	50円
スポーツルーム	400円

」を

「

音楽室	100円
スポーツルーム	400円

」に改め、

同項第2号の表中

「

図書室	200円	1,000円	6,000円
-----	------	--------	--------

」を

「

研修室	200円	1,000円	6,000円
-----	------	--------	--------

」に、

「

音楽室	200円	1,000円	6,000円
相談室	100円	500円	3,000円
スポーツルーム	300円	1,500円	9,000円

」を

「

音楽室	200円	1,000円	6,000円
スポーツルーム	300円	1,500円	9,000円

」に改める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

議案第20号

道の駅「越前たけふ」の指定管理者の指定について
指定管理者を次のとおり指定する。

令和4年2月18日提出

越前市長 山 田 賢 一

1 管理を行わせる公の施設の名称

越前市道の駅設置及び管理条例（令和3年越前市条例第19号）第2条に規定する道の駅「越前たけふ」

2 指定管理者

所在地 福井市飯塚町第13号13番地1

名 称 株式会社鮮魚丸松

3 指定期間

令和5年4月1日から令和15年3月31日まで

議案第 2 1 号

越前市副市長定数条例の一部改正について

越前市副市長定数条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 4 年 3 月 3 日提出

越前市長 山 田 賢 一

越前市副市長定数条例の一部を改正する条例

越前市副市長定数条例（平成 1 9 年越前市条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

「1 人」を「2 人以内」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

（準備行為）

2 副市長の選任のために必要な行為は、この条例の施行前においても行うことができる。